

自動販売機設置事業者募集要項

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会では、上尾市有の施設に自動販売機を設置する事業者に対して競争入札を行い、当該事業者を決定します。

参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件及び契約の名称

- (1) 入札物件は仕様書のとおりとし、入札は物件ごとに行います。
- (2) 契約の名称は「自動販売機設置場所賃貸借契約」とします。
- (3) 自動販売機の種類は清涼飲料水（酒類を除く）とします。

2 入札日程

項 目	日 程
受 付 期 間	平成30年8月20日（月）～9月3日（月） 午後5時まで
入 札 及 び 開 札	平成30年9月10日（月）午後1時30分から
契約締結の期限	平成30年9月17日（月）

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税及び法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、本募集要項において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限及び提出方法
下記「6 入札申込みの手続き」と同様とする。
- (2) 資格確認資料の内容
資格確認資料は、次のとおりとする。
ただし、証明書またはその写しは、発行後3箇月以内のものとする。

- ア) 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し
個人の場合は身分証明(市町村発行のもの)
- イ) 法人税及び法人事業税・消費税及び地方消費税の納税証明書は滞納がないことを示す書類の写し
- ウ) 入札参加資格確認申請書(様式1)
- エ) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績があることの資料(実績があることを判断できるパンフレット等の資料)
- オ) 設置する自動販売機のカタログ
- カ) 確約書(様式2) (代表者名で提出すること)

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし提出された書類は返却しない。

5 契約上の条件

- (1) 自動販売機の売上額の一部を貸付料とするため、入札の内容は、売上額に係る割合とし、その下限を25パーセントとします。
- (2) 貸付期間は平成30年10月1日から平成35年9月30日までとする。
- (3) 貸付物件は自動販売機の設置目的以外には利用できません。
- (4) 販売価格は定価(標準小売価格)での販売とします。
- (5) 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法(昭和28年法律第6号)第2条の規定による酒類又はその類似品を販売することはできません。
- (6) 自動販売機に回収ボックスを併設するとともに、設置業者の責任において回収及び処分をすること。
- (7) 自動販売機は、施設管理者の日常の管理責任には含まれません。
- (8) 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理の徹底を図ること。
- (9) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (10) 児童販売機の設置に当たっては、転倒防止等安全に十分配慮すること。
- (11) 自動販売機の設置及び撤去に要した費用、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

6 入札申込みの手続き

申込方法等

- (1) 申込方法 申込みにあたっては、募集要項に従い、契約の条件、現地の状況等を確認の上、申込受付期間内に、必要な書類を持参してください。
- (2) 受付期間 平成30年8月20日(月)から平成30年9月3日(月)午後5時まで。

- (3) 受付場所 〒362-0011 上尾市大字平塚724番地
上尾市社会福祉協議会 総務課まで
郵送による受付は行いません。

7 入札会、及び仕様書等に関する質問回答

- (1) 入札会に関する質問については、上尾市社会福祉協議会 総務課へ電話にて連絡すること。 電話 048-773-7155
- (2) 仕様書に関する質問については、指定の様式で電子メールにより上尾市社会福祉協議会 在宅福祉課へ提出すること。(e-mail アドレス : ageo-sh3@mb.jnc.ne.jp) 提出期限 平成30年8月22日(水)から平成30年8月29日(水)午後1時まで。
回答については、平成30年8月30日(木)までに、入札参加予定者へ電子メールにより行う。

8 入札及び開札の日時・場所

- (1) 日時 平成30年9月10日(月)午後1時30分～
- (2) 場所 上尾市大字平塚724番地
上尾市総合福祉センター1階 社会適応訓練室2

9 入札の手続き

(1) 入札方法

入札書には、売上額に係る割合を小数点第2位まで記載してください。
ただし、その下限割合を25パーセントとします。

売上額に関するデータを参照ください。

入札書は、当日持参してください。

郵送による入札は受け付けません。

入札に参加される方は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、物件番号及び入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札箱に投函してください。

代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。(入札場所ごとに委任状を提出していただきます)

投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。

(2) 入札時に持参する書類

入札参加資格の確認通知(写し可)

入札書

委任状(代理人の方が入札される場合に必要となります。)

委任状、入札書、封筒はホームページよりダウンロードする

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない設置業者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書による入札
- (3) 最低割合以下の割合を記載した入札書による入札
- (4) 同一物件について、2通以上の入札書を投函した設置業者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (7) その他指定以外の方法による入札

11 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低割合以上をもって有効な入札を行った方のうち、最高割合の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上の場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 入札終了後、契約締結の手続きに入ります。

12 契約の締結

落札者は、平成30年9月17日(月)までに契約を締結していただきます。

13 貸付料

貸付料は毎月払いとし、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が発行する納入通知書により納入してください(振込手数料は落札者の負担とする)。ただし、納入の期限日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

14 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、当該自動販売機に係る毎月の電気使用量に自動販売機等設置協定書に定める単価を乗じた額を、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が発行する納入通知書により納入していただきます(振込手数料は落札者の負担とする)。

15 問い合わせ先

〒362-0011 上尾市大字平塚724番地
社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 総務課
TEL 048-773-7155
FAX 048-772-8647